

MURAMOTO DRONE TERRACE 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」と表記）は、MURAMOTO DRONE TERRACE（以下、「当施設」と表記）で提供するサービス（以下、本サービス）の利用条件を定めるものです。本規約をご一読いただき、記載内容に同意の上、当施設のご利用をお願い申し上げます。

記

第1条 施設概要・利用目的

当施設は小型無人機（以下、「ドローン」と表記）の飛行及び、各種講習施設として利用する。

1. 1階はドローンの内、主に無人航空機に該当する物の操縦訓練及び講習用ドローンコートとして運用する。
2. 2階はマイクロドローン向けのドローンサーキット及び機体調整飛行用ドローンコートとして運用する。

第2条 利用時間等

1. 当施設の営業時間は10時から20時の間、月曜日を定休日とする。原則、営業時間外のご利用はできない。
2. 前項に依らない営業時間となる場合は、当施設 Web サイトおよび、SNS 上で告知する。
3. 1階に設置したドローンコート1～5の一般利用は、講習開講日は17時30分から20時までとし、休校日は営業時間に準ずる。
4. 最終の利用受付は閉店の1時間前とする。

第3条 利用制限

1. 当施設が開催するイベント等により、営業時間及び施設利用時間を変更する場合がある。
2. 利用者は、第三者に当施設の利用権の全部又は一部を譲渡・転貸することはできない。
3. 当施設の利用申し込み決定後又は、利用中に於いても、次の場合は利用の取り消し又は利用停止の処置をとる場合がある。この場合に生じる利用者の如何なる損害に対しても当施設は一切の責任を負わない。又、未経過分の利用料の返還は行わない。
 - a. 利用申込書の記入内容が実際と異なる、又は偽りがあった場合。
 - b. 関係法令に反する場合。又関係官公署の指示に反する場合。
 - c. 集团的・常習的に暴力的行不法行為、反社会的行為がある場合。
 - d. 管理上又は風紀上好ましくないと認められる場合。
 - e. 募金行為、宗教活動、政治活動、各種勧誘等をした場合。

- f. 注意に従わず、又本規約に違反すると判断した場合。
- g. 危険物持ち込み、人身事故、建物・施設等を汚損・破損・紛失した場合。
- h. 商品を不特定の消費者に販売する目的で利用する場合。
- i. 振動・臭気・不必要な音の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある場合。
- j. 来場者・受講者数が施設のキャパシティーを超え周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。

第5条 施設利用規定（全体）

- 1. 場内で他者に迷惑を及ぼす様な行為を禁止する。
- 2. 小児同伴で利用する場合、場内で走り回る、ネットにぶら下がる等の行為をさせない様、保護者の責任の下、監督すること。
- 3. 当施設内は全面禁煙とする。電子タバコ等の使用も禁止する。
- 4. 駐車場の利用は当施設利用時間内に限る。
- 5. 駐車場で発生した事故に対して、当施設では一切の責任を負わない。

第5条の2 ドローンコート1～5利用規定

- 1. 当施設1階に設置のドローンコートは、当施設の講習時間外に於いて所定の利用料金を支払うことにより、1時間単位で利用できる。
- 2. 各ドローンコートは、ドローンの操縦者1名での利用を原則とする。但し、同伴入場者料金を支払うことにより、2名以上での入場が可能。その場合、ドローンの操縦者はコート内の同伴入場者への安全配慮を徹底する義務を負う。
- 3. 同伴入場者は飛行中のドローンの挙動に注意を払い、安全な距離を確保できる位置にて待機する。
- 4. ドローンコートの同時複数利用を可能とする。
- 5. ドローンコートは利用申し込み時に指定したコートのみ利用が可能であり、利用者自らコートを仕切るネットの開放を行うことを禁止する。
- 6. 飛行可能なドローンは電動機のみとし、エンジン機の使用を禁止する
- 7. 隣接するドローンコートで飛行中の他のドローンとの位置関係を考慮し、ネット越しの接触を回避できるよう努める事。
- 8. 当施設が指定した場所以外で、並行輸入品等の日本国内認証を得ていないドローンの飛行は禁止する。尚、特定小電力無線に該当しない通信方式を用いる場合は、無線局開局手続き等を完了しておく事。

第5条の3 2階ドローンサーキット利用規定

対角寸法が20cm未満のドローンをマイクロドローンと定義し、ドローンサーキットで飛行

可能なドローンは此れに当てはまるものに限定する。

1. 電波法令に基づく運用を行うこと。
2. 飛ばす者以外は、マイクロドローンの電源を入れないこと。
3. マイクロドローンの電源を入れる場合は、既に同じ周波数を使用している他のマイクロドローンの電源が入っていないかを確認すること。
4. マイクロドローンのセッティングやメンテナンス時も無暗に電源を入れることはせず、同一周波数のドローンの電源が既に入っていないかを確認すること。
5. マイクロドローンは2階でのみ電源を入れること。
6. フライトはバッテリー1本毎、又は5分間の何方か短い時間で交代。
7. サーキットコース内に立ち入る場合は、飛んでいるマイクロドローンに注意し、速やかにコース外に退出すること。
8. マイクロドローンはサーキットブース及び調整用コート、その他当施設スタッフが許可した場所以外での飛行は禁止する。
9. 2階に設置したホワイトボードに各周波数を掲示している。自身のマイクロドローンで使用している周波数の下に、氏名を記したマグネットシールを貼る事。
10. 常設工具類は自由に使用できる。使用後は所定の場所への収納する事。

第6条 MDTドローンクラブ会員規約

1. MURAMOTO DRONE TERRACE 2階のドローンサーキット及び各種設備の利用サービスを【MDT Drone Club】(以下、「ドローンクラブ」と表記)と呼称する。
2. ドローンクラブの利用にあたり、下記の通りメンバーシップと利用料金を定める。
 - ・ 一般(会員外) 3時間パッケージ 2,800円 延長1時間毎に1,000円
 - ・ 正会員(標準会員) 3時間パッケージ 1,980円 延長1時間毎に800円
 - ・ 学生会員(高校生以上) 3時間パッケージ 1,700円 延長1時間毎に500円
 - ・ 小中学生会員 3時間パッケージ 1,100円 延長1時間毎に500円
 - ・ 特別会員(月額定額制) 19,800円/月
3. 2階の貸し切り利用は3時間22,000円から、利用時間によって料金を算出する。
4. ドローンクラブ入会にあたり、利用者は入会金として1,000円、会員証発行手数料として500円の合計1,500円を当施設に対し支払うものとする。
5. 会員証の有効期限は1年間とし、利用者は会員更新料として当施設に対し1,000円を支払うものとする。
6. 会員証を紛失した場合、利用者は会員証再発行手数料800円を当施設に対し支払うものとする。
7. 利用に際し前条規定を遵守の事。

第7条 レンタルドローン利用規定

1. 所定の料金を支払うことにより、1時間単位でレンタルドローンの利用が可能。
2. レンタルドローンの利用は、当施設内での飛行に限定される。
3. レンタルドローンの借り受け時に、当施設スタッフと共に機体の状態を確認する事。
4. 操縦中はドローンの動きに注意を払い、可能な限りネットや壁面への過剰な接近・接触を回避する事。
5. 利用者の過失によりドローンを破損させた場合、利用者は損傷状態によっては保証免責額として5,000円を当施設に対し支払うものとする。尚、軽微な損傷（プロペラの損傷）などについては破損の対象にはならない。
6. 利用者が故意（未必の故意を含む）にドローンを破損させた場合、当該機の修理代金に加え、修理期間中の営業補償として25,000円を当施設に対して支払うこととする。

第8条 ロッカー利用規定（一般）

1. 当施設の利用者は、1階に設置しているロッカーを無償にて使用できる。尚、ロッカーキー引き渡しの際、デポジットとして100円を預かる。
2. ロッカーの使用は利用時間内に限る。退館する際に、ロッカーの中身を空にし、ロッカーキーを受付まで返却の事。デポジットの100円を返金する。
3. 当施設ロッカーへの危険物・臭気を放つ物・生物などの保管は禁止する。尚、ドローンや送信機等に使用するバッテリーは危険物の対象から除外するが、発火対策等保管には十分に注意を払う事。
4. 営業終了後も放置されているロッカーは、当日の営業終了後に解錠する。内容物は2週間を限度に当施設で保管するが、破損等が発生したとしても当施設は一切の責任を負わない。尚、利用日から1ヶ月保管した後、警察に届けることとする。

第8条の2 月極ロッカー利用規定

1. 当施設1階に設置したロッカーを1ヶ月単位で利用可能。
2. 利用料金は月額1,000円（税込）とし、当施設及び利用者何方かによる利用停止の申し出がない限り、各月1日0時を以って自動更新とする。月途中の契約及び解約に於いて、日割り換算による月極利用料の減額は行わない。
3. ロッカーキーは利用者各自で管理し、鍵の紛失には注意してください。ロッカーキーを紛失した場合は鍵の交換費用として5,000円を申し受ける。
4. 当施設ロッカーへの危険物・臭気を放つ物・生物などの保管は禁止します。なお、ドローンや送信機等に使用するバッテリーは危険物の対象から除外するが、発火対策等保管には十分に注意を払う事。
5. 月極ロッカーの解約に際して、ロッカーの中身を空にした上で、解約月末日までに明け渡すこと。

第9条 免責及び損害賠償

1. 利用中、利用者・来場者・受講者等が持ち込んだ物件（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負わない。
2. 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当施設の責に帰さない事由により利用が中止された時、損害について一切の責任を負わない。
3. 建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失させた場合、その損害に対し全額損害賠償請求を行う。
4. 利用者が本規約に違反したことにより、当施設が被害を被った場合、その損害に対し全額損害賠償請求を行う。
5. 当施設の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当施設は受領した利用料金を限度額として、その損害を賠償する。

第10条 安全管理

1. 利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行うこと。
2. 利用者は、非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等を予め確認する事。
3. 施設の保安全管理の必要があると判断した場合、利用の中断を要請する場合がある。
4. ドローンの飛行に使用するバッテリー以外の危険物の持ち込みは一切できない。

第11条 機材の搬入出及び預かりについて

当施設で利用するドローンをはじめとする機材の事前搬入及びその預かりは受け付けない。

第12条 利用後の原状回復

利用終了にあたり、発生したごみ等はゴミ箱等に廃棄する事。尚、バッテリー等はゴミ箱へ廃棄せず、各自持ち帰る事。

第13条 遺失物の扱い

施設内での遺失物は、利用日から2ヶ月間保管した後、警察に届けることとする。

第14条 個人情報の保護

利用者から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係する諸法令・規範等に基づき適切に取り扱うものとする。

第15条 反社会的勢力の排除

当施設では、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者の利用は受け付けない。

第16条 準拠法

本規約は、日本国内法に準拠して解釈され、適用される。

第17条 専属的合意管轄裁判所

当施設の利用に関するすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 本規約の改定と適用

当施設は、予告なく本規約を変更することがある。この場合、当施設ホームページで公表・掲載する。

以上

2021年4月1日 規約制定

2022年1月22日 改定

受講規約

村本建設株式会社が運営するMURAMOTO DRONE TERRACE内のドローンスクール（SUSCドローンスクール大阪及びドローンテラスフライトスクール。以下、当スクールと表記）へのお申し込み及び、当スクールが実施する講習及び実技教習（以下、講習等と表記）を受講される方は、下記に定める当スクール受講規約（以下、受講規約と表記）をご熟読いただき、記載内容に同意の上、当スクールにお申し込み頂きますようお願い申し上げます。

記

第1条 当スクールの概要

1. 当スクールは、セキド無人航空機安全運用協議会（以下、SUSCと表記）の認定を受けたスクールとして、ドローンの仕組みや関連法令、安全管理等の講習と実機を用いた実技教習プログラムを実施する。
2. 当スクールは、前項で定めたプログラムの他に、独自カリキュラムによるプログラム及び操縦訓練を目的とした教習プログラムを実施する。
3. 当スクールの講習等に使用する機材は、当スクールが用意したものを使用する。ただし、特定のプログラムに於いては、ドローンの持ち込みを認める。
4. 当スクールではSUSC系講習の中で実施する、筆記試験及び実技試験（以下、修了試験と表記）を実施し、所定の課程を修了した者に対し、対応するSUSC無人航空機操縦士資格（操縦技能認定証）を発行する。なお、SUSCへの認定証発行申請にかかる費用は受講料に含まれない。
5. 当スクールで行う修了試験が不合格であった場合、筆記・実技共に当スクールが規定する回数に限り追認試験を受験できる。但し、規定回数を超えて受験することはできない。
6. 当スクールで行う講習等は、期間内で100%の修了率を保証するものではなく、筆記試験の結果及び実技の進捗如何では受講期間の延長又は、追認試験の規定受験回数超過等により講習等を終了する場合がある。

第2条 受講者資格

第1節 SUSC無人航空機操縦士技能認証プログラム

1. 当スクールの受講者資格は、契約毎の受講者本人にのみ帰属する。
2. 当スクールの受講者資格は、第三者に譲渡、貸与することはできない。
3. 当スクールへの申込み時において下記の各号のいずれかに該当する場合には、当スクールを受講できない。
 - a. 18歳未満の方で保護者の同意がない場合。
 - b. 日本語の読解が出来ない方。
 - c. 当スクールにおいて座学講習および実技教習に不適格と判断された方。
各種法令、航空力学、気象学、電波通信について記載されている文章の内容が理解できることを前提で講習を進行する。
4. SUSC無人航空機操縦士技能認証の発行は、3級認証が16歳以上、2級認証が18歳以上とし、規定年齢未満での受講・検定合格の場合は対象年齢となる誕生日以降の認証発行となる。
5. 前各号に関して虚偽の申請があった場合又は受講者が前項各号のいずれかに該

当した場合には、当スクールを受講することはできない。

第2節 ドローンテラスフライトスクール講習プログラム

6. 当スクールの受講者資格は、契約毎の受講者本人にのみ帰属する。
7. 当スクールの受講者資格は、第三者に譲渡、貸与することはできない。
8. 当スクールへの申込み時において下記の各号のいずれかに該当する場合には、当スクールを受講できない。
 - a. 18歳未満の方で保護者の同意がない場合。
 - b. 日本語の読解が出来ない方。
 - c. 当スクールにおいて受講に不適合と判断された方。
9. 前各号に関して虚偽の申請があった場合又は受講者が前項各号のいずれかに該当した場合には、当スクールを受講することはできない。

第3条 届出事項

1. 申込者は、当スクールの申込時において、申込者本人の氏名、所属する団体名、部署名（個人事業主の場合は屋号）、住所、連絡先電話番号、メールアドレス等、当スクールが指定する事項を届出するものとする。
2. 受講者は、前項による届出事項に変更があった場合には、速やかに変更手続きを行わなければならない。
3. 当スクールは、前二項の届出事項に関する虚偽の届出、届出の遅延、又は変更の届出を怠ったことによる受講者の不利益については、一切の責任を負わない。
4. 当スクールは、契約成立後の受講者に対して、当スクールが指定する本人確認書類の提示を求めることができる。

第4条 受講契約の成立

1. 当スクールの受講に関する契約は、申込者からの受講申し込みがあり、指定の予約手続きを開始し、申込者が受講料金の支払いを完了することにより成立する。
2. 当スクールは、予約手続きを開始後、本規約第2条第3項、第3条第1項、第14条等に関して申込者の審査を行い、申込者がこれらの条項に該当又は届出事項に虚偽等が発見された場合には、何ら責をも負うことなく予約を破棄することができる。尚、当スクールは予約を破棄する場合、その理由を開示する義務を負わないものとする。
3. 申込者又は申込書又は申込フォームに記載された受講希望者は、本条1項の時点をもって受講者資格を取得する。
4. 申込者は、受講に関する予約申込みを取消し、契約を破棄する場合には、後述する事務局まで通知する。また受講契約成立前において受講日の変更を希望する場合には、後述する事務局まで連絡をした上で、再申込みを行う必要がある。

第5条 受講料の支払

1. 当スクールの申込者は、当スクールが発行する請求書により、指定された銀行口座へ、受講料として請求金額を指定された期日までに支払うものとする。
2. 前項の振込に要する振込手数料については、申込者の負担とする。
3. 当スクールの講習等の内容、カリキュラムとして保証している回数を超過して講習等を受講する場合又は修了試験に不合格となり、補習及び追認試験を複数回受講する場合には、追加での補習受講料及び追認試験検定料を当スクールの指示により支払うものとする。

第5条の2 サブスクリプション制プログラムの受講料金

1. サブスクリプション制プログラムの受講料金は、クレジットカードによる月額課金とし、カード決済事業者の請求サイクルに合わせての支払いとする。
2. サブスクリプション契約の起日は毎月1日とする。尚、月の途中での契約・解約の場合、月額料金の日割り計算は行わない。
3. サブスクリプション契約締結の際、月額課金請求を行うにあたりクレジットカード利用承諾書への署名を求める。
4. クレジットカード利用承諾の取り消しは、受講契約者の任意のタイミングで取り消すことができる。但し、承諾取り消しを行った時点で、当該クレジットカードに於いて課金を行っているすべてのサブスクリプションサービスを解約したものとす

第6条 受講日の設定

1. 受講日程はMURAMOTO DRONE TERRACEホームページ上に掲載された開講日程の選択及び、スクールカレンダーに掲載された個別開講日より受講希望日を選択する。
2. 受講日は第5条第1項に依り支払われた受講料の着金確認を以って確定する。尚、支払方法によっては、決済方法を指定した時点で日程を確定する場合がある。
3. 受講日の変更は、他の講習状況を鑑み個別に対応する。
4. 屋外講習等の個別講習メニュー受講における、受講者都合による日程の変更は受け付けない。
5. 当スクールは、ドローンの性質上、荒天及び異常気象等の要因により講習等の実施日や講習等を実施する施設をやむを得ず変更する場合がある。その場合、受講日前営業日の13時を目途に当スクールより受講者へ通知する。

第6条の2 所定開講日の開催

ドローンテラスフライトスクールの講習プログラムの内、所定の日時に開講されるプログラムは、受講申し込み手続きが完了した時点で、受付完了とする。

第7条 解約、返金、キャンセルポリシー

1. 受講者は、受講期間中任意の時点で、受講者都合により当スクールを退校し、当スクールとの受講契約を終了させることができる。
2. 受講契約成立以降における受講者都合により受講契約を解約した場合のキャンセル料を下記の通り定める。

受講日（初日）より4営業日前まで	受講料金の0%
受講日より3営業日から2営業日まで	受講料金の25%
受講日より1営業日前	受講料金の50%
受講日当日又は連絡なく当日の来校がない場合	受講料金の全額

3. 受講料の返金は、解約時期に応じて所定のキャンセル料金をと振込に係る手数料を控除した額面を、申込者が指定した口座への振込みを以って返金する。尚、受講日当日支払いを指定している場合は、当スクールから送付する請求書面又はクレジットカード決済ページより所定の料金を支払うものとする。
4. サブスクリプション制プログラムの解約は、

第8条 修了試験

1. 当スクールの講習等を受講した効果測定のため、筆記試験及びドローンの操縦に関する実技試験を行う。
2. 筆記試験、実技試験共に当スクールが定める合格基準を超えることにより合格とする。
3. 前項の基準を満たすことができなかつた場合、補習の後、追認試験を当スクールの定める回数に限り受験することができる。この場合、所定の追加費用が発生する。
4. 追認試験の受講回数は、筆記試験及び実技試験それぞれ1回ずつとする。
5. 当スクールが定める追認試験の受験機会の間に合格できなかった場合、もしくは受講者の意思により追認試験を受験しなかつた場合、その時点で全ての講習を終了する。

第9条 受講者の義務・注意事項

1. 受講者は、受講期間中、関係法令、当スクールが別途定める規則他、当スクールの講師の指導に従うものとする。
2. 受講者は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。
 10. 当スクールおよび他の受講者への脅迫、暴言、誹謗中傷、名誉棄損、差別、猥褻行為、付き纏い等、当スクールもしくは他の受講者に被害又は不快感を与える行為。
 11. 当スクールによる講習等の実施を妨げる一切の行為。
 12. 関係者や第三者に対して、不利益又は損害を与え得る行為。
 13. 当スクールの講師の指導に従わずにドローン进行操作する行為。
 14. 当スクールの講習等の提供又は運営に用いる設備、ドローンを含む機材を無断で使用する行為。
 15. 受講資格の譲渡・貸与。
 16. 当スクールの講習等の内容に問題や不具合があつた場合において、その問題や不具合を悪用して自らもしくは第三者に不当に利益をもたらし、又は当スクールもしくは第三者に不利益を与える行為。また、その問題や不具合を、インターネット等を通じて流布する行為。
 17. ドローンの改造行為（操縦系統も含む）。
 18. 屋外に於ける講習等の期間中、ドローンの関連法令に従わない運航の操作等の行為。
 19. 講習等の受講中に知り得た他の受講者の個人情報の公開。
 20. 講習等の受講中における政治、宗教、商業的行為やそれに類似する活動。
 21. 講習等を実施する施設へのペット（生き物）や酒類の持込。
 22. 前各号に定める行為の幫助又は教唆。
 23. 前各号に定める行為の予告又は準備。
 24. 公序良俗に反する行為もしくはその恐れがある行為として、当スクールが不適切と判断する行為。
3. 当スクールは、受講者が前二項に違反した場合には、受講者を退校処分とし、本規約に基づく受講契約を解除、当スクールが被つた損害について賠償請求及び刑事告発する場合がある。また、受講者が故意又は重大な過失により当スクールの施設、ドローン等の機材等を破損、汚損した場合においても、同様とする。
4. 受講者は、当スクールの指定する講習等の実施場所までの移動交通費、受講日当日の食費については、全て受講者自らの負担とする。
5. 受講者は、受講日において止むを得ず欠席し、又は遅刻する場合には、その理由の如何を問わず、必ず当スクールまで通知すること。

6. 当スクールは、受講者が何らの連絡なく受講日において欠席し、又は遅刻した場合には、欠席又は遅刻した講習等に関する受講料の返金義務を何ら負わず、又、当該講習等に代わる追加の講習等を提供する義務を負わない。

第10条 不可抗力

天候不順、地震、台風、洪水等の天変地異、戦争、内乱、革命等の社会的事変、法令の制定・改廃、行政庁や裁判所からの命令・処分・指導等の公権力の行使、労働争議、火事、ドローンのメーカー等の都合によるドローンおよびドローンの部品の供給停止、その他当スクールのコントロールすることができない事情により、当スクールの安全かつ円滑な講習等の実施が不可能であると当スクールが判断した場合には、当スクールは、本契約を解除し、又は講習等の継続のために必要な日程の変更や講習等の実施施設の変更をする場合がある。

第11条 免責事項、非保証

1. 当スクールは、以下の各号のいずれかに該当することにより受講者が損害を被った場合、受講者の休業補償、損害賠償、御見舞金等、第7条に基づく返金を除き、一切の責任を負わない。
 - a. 講習等の最少実施人数が集まらなかったことによる講習等の中止
 - b. 第10条に記載の事由の発生
 - c. 受講者都合による中途解約
 - d. 受講者自身の故意又は過失による事故
 - e. 受講期間中における盗難、悪戯、傷病
 - f. 当スクールが加入する損害保険の補償範囲の限度を超えて発生した受講中の事故
 - g. 休憩中の事故・食中毒・疾病・盗難、
 - h. 当スクールの指示に従わない他の受講者の責により生じた事故
 - i. その他の当スクールの責によらずに生じた損害
2. 当スクールは、第1条第4項により追認試験の受験を認めなかった場合や、第8条第3項による退校処分を科した場合、何らの返金義務、損害賠償義務を負わない。
3. 当スクールは、当スクールが開催する講習等の完全性、受講者の事業や受講者の目的にとっての有用性、将来において法令に基づくドローンに関する免許制度、資格制度等が制定された場合における当該免許、資格の取得の確実性を保証するものではない。

第12条 著作権

1. 当スクールが講習等の実施中に受講者に対して提供し、又は提示する講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等に含まれる著作権の一切は、当スクール又は当スクールへの使用許諾をしている第三者に帰属する。
2. 受講者は、以下の各号に例示するような著作権に関わる一切の行為を禁止する。
 - a. 講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の複製（受講生本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く。）および他人への譲渡・貸与。
 - b. インターネット上における講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の引用や転載。
 - c. 当スクールの施設における、当スクールの講師の許可のない写真撮影、録音、録画、キャプチャー等。

第13条 個人情報取扱について

受講者から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係する諸法令・規範等に基づき適切に取り扱うものとする。

第14条 反社会的勢力の排除

1. 当スクールでは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者、および刺青（フェイクタトゥーを含む）をされている方の受講申込は受け付けない。
2. 当スクールは、契約の成立後に受講者が前項に該当する事が判明した場合、直ちに契約を解除し、又一切の返金に応じない。

第15条 当スクールから受講者への連絡

当スクールから受講者への通知や連絡を行う場合には、第3条に基づく受講者からの届出事項に対して行うものとする。

第16条 受講者から当スクールへの連絡、問い合わせ

当スクールの事務局は、

〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1206-4 MURAMOTO DRONE TERRACE内に設置する。

TEL:072-275-6235 / FAX:072-275-6067 / E-mail:info@drone-terrace.jp

講習等の受講日程の変更等の連絡及び、各種問い合わせは、上記記載の電話、FAX、電子メールにて受け付ける。

第17条 準拠法

本規約は、日本国内法に準拠して解釈され、適用される。

第18条 専属的合意管轄裁判所

当スクールの利用に関するすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 本規約の改定と適用

1. 当スクールは、受講者への予告なく本規約を変更することがある。この場合、当スクールが管理するホームページへの掲載又は受講者の届出先となる住所もしくはメールアドレスへ通知する。
2. 変更後の規約は、前項に基づく掲載日又は受講者への通知の発送もしくは発信日より全ての受講者へ適用される。

2021年3月1日 制定

2022年1月22日 改定

2022年4月1日 改定